



第73回

定時株主総会

招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

■ 開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

■ 開催場所

東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
「飛天」

■ 決議事項

<会社提案>

第1号議案 取締役14名選任の件

<株主提案>

第2号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた
対応に関する開示に係る定款変更の件

第3号議案 自己株式取得の件

第4号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

第5号議案 自己株式の消却の件

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時

株主総会にご出席される株主さまへのお土産
はご用意しておりません。何卒ご理解くださ
いますようお願い申し上げます。

株式会社ヤクルト本社

証券コード：2267



世界の人々の健康で 楽しい生活づくりのために

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、1935年に創業し、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」に基づき、事業に取り組んでまいりました。

今後につきましても、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」のもと、「事業領域の拡大とビジネスモデルの進化」、「地域社会との共創とグローバル展開の進化」および「成長を支える経営基盤の進化」を「中期経営計画（2025-2030）」にて重点テーマとして掲げ、社会や環境の変化に対応しながら、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 成 田 裕

招集ご通知

証券コード：2267

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区海岸1丁目10番30号

株式会社ヤクルト本社

代表取締役社長 成田 裕

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2	場 所	東京都港区高輪3丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3	株主総会の 目的事項	報告事項 1. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 取締役14名選任の件 <株主提案> 第2号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件 第3号議案 自己株式取得の件 第4号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件 第5号議案 自己株式の消却の件 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

当社ウェブサイト

<https://www.yakult.co.jp/company/ir/meeting/shareholder/>



招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権行使書用紙は、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。
- (5) インターネットによる議決権行使は、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに完了してください。
- (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (7) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「会社の体制および方針」の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証のウェブサイトでご確認いただく場合は、下記東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ。4ページ～5ページのご案内に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたく、お願い申し上げます。

以 上



「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」には、本招集ご通知を掲載しております。
<https://s.srdb.jp/2267/>

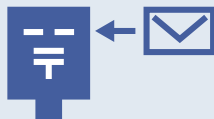


議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。

事前行使

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。

(なお、インターネットによるライブ配信のご視聴をご希望の場合は、議決権行使書用紙を返送される前に「株主番号」および議決権行使書用紙記載の株主さまの「郵便番号」をお控えください。)

議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時まで

当日行使

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席は、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

※議決権行使書用紙とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※事前に議決権行使いただいたうえで、当日ご出席の場合は、事前の議決権行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をご利用いただけます。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（株主さま1名からご提案された議案）がございます。第1号議案は、会社提案です。第2号議案から第7号議案までは、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

株主提案に対する当社取締役会意見に関する詳細は、株主総会参考書類20ページ以降をご参照ください。

会社提案および株主提案に対する当社取締役会意見にご賛同いただける場合の議決権行使書用紙における記載例は、下図のとおりです。

会社提案 「賛」に○	第1号議案 (下の候補者を除く)	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	株主提案 「否」に○
	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	

各議案に対して賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使期限

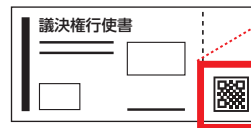
2025年6月24日(火曜日) 午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使

1 QRコードを読み取ってください。

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力是不要です）。

議決権行使書用紙イメージ（表）



2 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

「すべての会社提案議案について賛成する」を押した場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の選択をした画面に遷移します。



「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」の読み取りによる方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、以下の「パソコン等による議決権行使」により再行使ください。

パソコン等による議決権行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイトURL : <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

（右記のQRコードを読み取り、ウェブサイトに接続することも可能です。）



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 「議決権行使コード」を入力して「次へ」をクリック

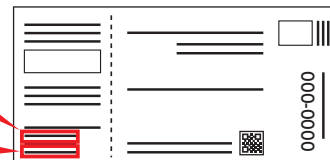
「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

3 「パスワード」を入力して「登録」をクリック

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

4 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙イメージ（裏）



議決権行使コード

パスワード



「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く9:00～21:00

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※インターネットによる議決権行使をご選択される場合、プロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施します。

配信日時

2025年6月25日(水曜日)午前10時から ※配信ページは午前9時以降にアクセス可能です。

視聴方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から以下のURLを入力、またはQRコードを読み取って専用視聴サイトにアクセスします。

専用視聴サイトURL <https://v.srdb.jp/2267/73yakultsoukai/>



- (2) 専用視聴サイトへのアクセス後、画面の案内に従い以下のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID: 議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」(9桁の半角数字)

パスワード: 議決権行使書用紙に記載されている**株主さまの「郵便番号」**(ハイフンを除く7桁)

議決権行使書用紙イメージ(表)

株主さまの郵便番号
(パスワード)

株主番号(ID)

議決権行使書
株式会社ヤクルト本社 御中

XXXX年 月 日

株主番号XXXXXXXXX

XX 画

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

XXX-XXXX

見本

株式会社ヤクルト本社

⚠️ ご注意事項とお願い

- ライブ配信では、議決権行使やご質問等ではできません。事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- ご使用の機器やネットワーク環境により、映像や音声の一部に不具合が生じる、またはライブ配信をご視聴いただけない場合がございます。
- ネットワーク環境や機材トラブル等により、やむを得ずライブ配信を中断または中止とさせていただきます場合がございます。
- 専用視聴サイトURL、IDおよびパスワードを第三者に共有すること、ライブ配信の撮影、録画、録音、公開等することは、固くお断りいたします。
- ライブ配信のご視聴時に発生する通信費等は、株主さまのご負担となります。
- 当日は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近を撮影しますが、やむを得ずご来場の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

IDおよびパスワードに関するお問い合わせ先 (株主名簿管理人: みずほ信託銀行株式会社)

0120-288-324 受付期間: 株主総会当日まで (9:00~17:00 土・日・祝日・銀行休業日を除く)

接続等に関するお問い合わせ先

0120-85-8052 受付期間: 株主総会当日 (9:00~株主総会終了まで)

第1号議案 取締役14名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	なり た ひろし 成田 裕 (男性) 再任	代表取締役社長 社長執行役員	10回/10回 (100%)
2	ほし こ ひで あき 星子 秀章 (男性) 再任	取締役 専務執行役員	10回/10回 (100%)
3	すず き やす ゆき 鈴木 康之 (男性) 再任	取締役 専務執行役員	8回/8回 (100%)
4	しま だ じゅん いち 島田 淳一 (男性) 再任	取締役 常務執行役員	10回/10回 (100%)
5	わた なべ しゅう いち 渡辺 秀一 (男性) 再任	取締役 常務執行役員	8回/8回 (100%)
6	かわ ばた ひろ ゆき 川畑 裕之 (男性) 再任	取締役 常務執行役員	7回/8回 (88%)
7	と べ な お こ 戸部 直子 (女性) 再任 社外 独立	取締役	10回/10回 (100%)
8	なが さわ ゆ み こ 永沢 裕美子 (女性) 再任 社外 独立	取締役	10回/10回 (100%)
9	あ く つ さとし 阿久津 聡 (男性) 再任 社外 独立	取締役	10回/10回 (100%)
10	マシュー・ディグビー (男性) 再任 社外 独立	取締役	10回/10回 (100%)
11	ふく ざわ とし ひこ 福澤 俊彦 (男性) 再任 社外 独立	取締役	8回/8回 (100%)
12	ない とう まなぶ 内藤 学 (男性) 再任	取締役	10回/10回 (100%)
13	きし もと あきら 岸本 明 (男性) 新任	常務執行役員	—
14	おお すみ たけし 大隅 毅 (男性) 新任 社外 独立	—	—

(注) 1. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において選任された取締役は15名でしたが、社外取締役の新保克芳氏が急逝により2025年2月8日付で退任したため、現在の取締役は、14名となっています。

2. 鈴木康之、渡辺秀一、川畑裕之および福澤俊彦の4氏は、2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

【当社の取締役候補者選任の方針】

- ・取締役候補者の選任にあたっては、豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、取締役になさるべき能力、人格・識見を備えた者であることを基準としております。
- ・取締役会の構成においては、多様性を有し、闊達な議論がなされる構成とすべく、社内からの内部昇格のみならず、ヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、適材適所の観点をもとに決定しております。

なお、取締役の指名・報酬などに係る事項については、取締役会の諮問機関であり委員の過半数(注)が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしております。

(注) 社外取締役の新保克芳氏が2025年2月8日に急逝し、同日取締役を退任いたしました。これにより、指名・報酬諮問委員の構成に一時的に変動が生じており、現在は、社内取締役2名、独立社外取締役2名の計4名となっていますが、委員会の構成については独立社外取締役を過半数とする考え方に基づき、2025年6月25日開催予定の取締役会にて委員を決定する予定です。

(ご参考)

取締役候補者の有する知識や経験等のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

	取締役候補者の有する知識や経験等							
	企業経営・事業運営	ESG・サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	マーケティング・営業	グローバル	研究開発・製造・品質管理	人事・人材開発
成田 裕	●	●			●	●	●	●
星子 秀章	●			●				●
鈴木 康之	●						●	
島田 淳一	●				●	●		
渡辺 秀一	●		●					
川畑 裕之	●	●		●				
戸部 直子		●		●				
永沢 裕美子	●	●	●					
阿久津 聡					●	●		
マシュー・ディグビー		●		●		●		
福澤 俊彦	●		●					
内藤 学	●				●			
岸本 明	●				●			
大隅 毅	●				●	●		

候補者
番 号

1



■ 所有する当社の株式の数

44,637株

なり た ひろし
成田 裕 (1951年10月8日生)
(男性)

再 任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974 年 4 月 当社入社
2007 年 6 月 当社取締役
2010 年 6 月 当社常務取締役
2011 年 6 月 当社常務執行役員
2012 年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2015 年 6 月 当社取締役 専務執行役員
2021 年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

(株)ヤフルト球団取締役オーナー
一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長

取締役候補者とした理由

2021年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループ経営を牽引し、企業価値向上に取り組み、業績を確保してまいりました。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2



■ 所有する当社の株式の数

14,567株

ほし こ ひで あき
星子 秀章 (1958年11月23日生)
(男性)

再 任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981 年 4 月 当社入社
2014 年 6 月 当社執行役員
2019 年 6 月 当社常務執行役員
2023 年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2024 年 4 月 当社取締役 専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

法務、人事、総務に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、管理本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



■ 所有する当社の株式の数
29,857株

すず き
鈴木

やす ゆき
康之

(1956年3月1日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2015年6月 当社執行役員
2021年6月 当社常務執行役員
2024年6月 当社取締役 常務執行役員
2025年4月 当社取締役 専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

生産管理、研究開発に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、生産本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4



■ 所有する当社の株式の数
12,713株

しま だ
島田

じゅん いち
淳一

(1960年4月9日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2016年6月 当社執行役員
2022年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役 常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

香港ヤクルト(株)董事長
アメリカヤクルト(株)代表取締役会長
ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

国際事業に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、国際事業本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5



■ 所有する当社の株式の数
24,157株

わた なべ しゅう いち
渡辺 秀一

(1957年9月25日生)
(男性)

再 任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980 年 4 月 当社入社
2015 年 6 月 当社執行役員
2021 年 6 月 当社常務執行役員
2024 年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

経理に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、これまで医薬品事業本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6



■ 所有する当社の株式の数
11,257株

かわ ばた ひろ ゆき
川畑 裕之

(1958年11月23日生)
(男性)

再 任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981 年 4 月 当社入社
2016 年 6 月 当社執行役員
2022 年 6 月 当社常務執行役員
2024 年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

総務、法務に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、経営サポート本部長（広報・法務・経営企画等）を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7



■ 所有する当社の株式の数
1,000株

と べ な お こ
戸部 直子

(1957年12月15日生)
(女性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985 年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1989 年 4 月 深沢法律事務所（現：深沢総合法律事務所）入所
2002 年 4 月 東京家庭裁判所家事調停委員（現任）
2005 年 9 月 東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員
2012 年 4 月 深沢総合法律事務所パートナー
2019 年 6 月 当社取締役（現任）
2024 年 4 月 深沢総合法律事務所代表（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2019年6月に当社社外取締役に就任以来、弁護士として長年活躍されてきた実績や高度な知見・見識に加え、東京家庭裁判所家事調停委員や東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員を歴任するなど、地域社会および消費者の視点も踏まえた幅広い見識を生かし、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向け、ダイバーシティ等に関する意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8



■ 所有する当社の株式の数
300株

なが さわ

永沢

ゆ み こ

裕美子

(1959年11月6日生)
(女性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984 年 4 月 日興証券(株) (現：SMBC日興証券(株)) 入社
1998 年 7 月 Citibank, N.A. 入社
2004 年 12 月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 設立
2017 年 6 月 一般財団法人日本産業協会理事 (現任)
2018 年 6 月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人
(現任)
2018 年 6 月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会代表理事副会長
2018 年 6 月 (株)山口銀行社外取締役
2020 年 4 月 お茶の水女子大学大学院非常勤講師 (現任)
2020 年 6 月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役
2021 年 6 月 当社取締役 (現任)
2023 年 6 月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) (現任)
2024 年 6 月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会理事 (現任)
2024 年 10 月 ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)
(現任)

重要な兼職の状況

フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人
(株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)
ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2021年6月に当社社外取締役に就任以来、証券アナリストや資産運用分野で活躍された経験や、フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 設立者としての金融に関する専門的な知見に加え、(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長等の歴任による消費生活分野の幅広い見識等を生かし、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、戦略的な視点で意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9



■ 所有する当社の株式の数

1,500株

あ く つ さとし
阿久津 聡

(1966年7月11日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1998 年 5 月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士 (Ph.D.)
1998 年 12 月 一橋大学商学部専任講師
2002 年 6 月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2010 年 4 月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授
2010 年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現: 経営管理研究科) 教授
(現任)
2013 年 9 月 (株)アダストリアホールディングス (現: (株)アダストリア) 社外取締役
2017 年 6 月 (株)ノジマ社外取締役
2021 年 7 月 (株)シンカ社外取締役 (現任)
2022 年 6 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授
(株)シンカ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2022年6月に当社社外取締役に就任以来、マーケティングの専門家としての数多くの実績や、大学教授等の経歴を通じて培われた専門的な知見・見識に基づき、企業ブランディングによって持続的に業績を向上させる経営のあり方等を含めた当社事業全般への有益な助言をいただくとともに、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、企業価値向上に向けて意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10



■ 所有する当社の株式の数

—

マシュー・ディグビー (1951年11月10日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973 年 5 月 ノートルダム大学 B.A. (文学士)
1975 年 6 月 上智大学 M.A. (文学修士)
1978 年 5 月 コロンビア大学ロースクール J.D. (法学博士)
1979 年 8 月 弁護士登録 (ニューヨーク州)
1984 年 6 月 弁護士登録 (カリフォルニア州)
2009 年 9 月 外国法事務弁護士登録
2009 年 12 月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
2019 年 1 月 米国スクワイヤ・パットン・ボグズ(US)LLPシニアパートナー (現任)
2023 年 6 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2023年6月に当社社外取締役に就任以来、米国での訴訟、日米間の渉外取引および国際渉外取引全般を専門に、弁護士として海外で長年活躍されてきた実績や、その知見・見識に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、グローバルな視点で意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、グローバルに事業を展開する当社にとって経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

11



■ 所有する当社の株式の数
700株

ふく ざわ
福澤

とし ひこ
俊彦

(1956年12月30日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979 年 4 月 (株)第一勧業銀行（現：(株)みずほ銀行）入行
2006 年 3 月 (株)みずほ銀行執行役員 経営企画部長
2008 年 4 月 (株)みずほ銀行常務執行役員
2013 年 4 月 みずほ信託銀行(株)代表取締役副社長
2015 年 6 月 (株)ユウシュウ建物（現：(株)有終コーポレーション）代表取締役社長
2016 年 5 月 アフラック・インコーポレーテッド取締役
2018 年 6 月 中央不動産(株)（現：中央日本土地建物グループ(株)）代表取締役社長
2020 年 4 月 中央日本土地建物グループ(株)代表取締役副社長
2022 年 6 月 中央日本土地建物(株)特別顧問（現任）
2024 年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

中央日本土地建物(株)特別顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2024年6月に当社社外取締役に就任以来、豊富な企業経営と金融機関における長年の経験により培われた企業戦略に関する専門的な知見・見識に基づき、当社の経営全般に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向け、これまでに培われた幅広いスキルに基づく意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

12



■ 所有する当社の株式の数
5,000株

ない とう
内藤

まなぶ
学

(1960年1月9日生)
(男性)

再 任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983 年 4 月 (株)電通入社
1987 年 4 月 当社入社
1989 年 7 月 水戸ヤクルト販売(株)取締役
1995 年 8 月 (株)電通九州入社
2004 年 7 月 (株)電通九州第一営業局長
2008 年 5 月 水戸ヤクルト販売(株)専務取締役
2010 年 5 月 水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長（現任）
2022 年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

ヤクルト販売会社の経営経験を生かして市場実態をふまえた各種助言をいただくことで、国内食品事業を中心にヤクルトグループ全体の発展に大きく寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

13



■ 所有する当社の株式の数
12,089株

きし もと
岸本

あきら
明

(1957年7月6日生)
(男性)

新任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982 年 4 月 当社入社
2010 年 4 月 当社宅配営業部長
2015 年 6 月 当社執行役員
2023 年 4 月 当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

国内食品事業に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有するとともに、食品事業本部長を務めるなど、企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

14



■ 所有する当社の株式の数
—

おお すみ

大隅

たけし

毅

(1964年8月22日生)
(男性)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987 年 4 月 澁澤倉庫(株)入社
2012 年 4 月 澁澤倉庫(株)執行役員 管理本部総合企画部長
2015 年 6 月 澁澤倉庫(株)取締役 常務執行役員 物流営業部門管掌
2017 年 6 月 澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員 物流営業部門管掌
2023 年 4 月 澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員 物流部門管掌 (現任)

重要な兼職の状況

澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

東証プライム市場上場企業の代表者としての経験および企業経営により培われた企業戦略に関する幅広い知見・見識に基づき、当社の経営全般に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.14大隅毅の6氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡およびNo.10マシュー・ディグビーの4氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、前記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
3. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビーおよびNo.11福澤俊彦の5氏は、現在、当社の社外取締役であり、それぞれ当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって戸部直子氏が6年、永沢裕美子氏が4年、阿久津聡氏が3年、マシュー・ディグビー氏が2年、福澤俊彦氏が1年であります。
4. 当社は現在、すべての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案において、候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.12内藤学の6氏の選任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者番号No.14大隅毅氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者番号No.1～No.14の取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容での当該保険契約を更新する予定であります。
6. 取締役候補者の重要な兼職先と当社との取引関係は、次のとおりであります（当社の100%子会社を除く）。
- ・ 候補者番号No.1成田裕氏が取締役オーナーを務める㈱ヤクルト球団と当社との間には、球場における広告や土地建物の賃貸借等の取引関係があります。
 - ・ 候補者番号No.4島田淳一氏が代表者を務める香港ヤクルト㈱と当社との間には、他のヤクルト海外事業所と同一基準による生産資機材等の取引関係があります。
 - ・ 候補者番号No.12内藤学氏が代表者を務める水戸ヤクルト販売㈱と当社との間には、他のヤクルト販売会社と同一基準による商品販売等の取引関係があります。
7. 候補者番号No.1～No.14の取締役候補者の「当社における担当」は、「事業報告」内「3.会社役員に関する事項（1）取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
8. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.14大隅毅の6氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
9. 取締役候補者の「所有する当社の株式の数」には、持株会における持分を含んでおります。

株主提案

第2号議案から第7号議案は、株主さま1名（以下、「提案株主様」といいます。）からの提案によるものです。

以下の議案の要領および提案の理由については、形式的な修正を除いて、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

第2号議案

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	第7章 開示 (資本コストや株価を意識した経営に関する開示) 第40条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、ポイントと事例)に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当会社のウェブサイトを開示する。

(2) 提案の理由

東京証券取引所は2023年3月に上場会社に対し「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請し、2024年2月に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」の中で「単に足元のPBRが1倍を超えているか、ROEが8%を超えているか、というだけでなく、資本収益性や市場評価に関して、投資者の視点を踏まえて多面的に分析・評価する」こと、「資本コストや株価を意識した経営の本質は、中長期的な企業価値向上に向けた経営資源の適切な配分を実現することであり、上記の分析・評価とあわせて、価値創造に向けて自社のバランスシートが効率的な状態となっているか点検する」ことを期待しています。

当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を発表し、資本コストや収益性の開示はしています。一方、当社の現行資本配分は、資本の6割しか事業に投下されておらずバランスシートが非効率的な状態と言わざるを得ません。このような当社の状況を鑑みると「経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取組みを行う」点や「中長期的に目指す姿と紐づけて取組みを説明する」といった経営資源の適切な配分に関して、検討・開示が不十分です。従って、当社の東証要請への対応が形式面に留まらず実効性の高いものになるよう本議案を提案します。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第2号議案に**反対**いたします。

本議案は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が2023年3月31日にプライム市場・スタンダード市場の全上場会社に対して要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（以下、「本要請」といいます。）および2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下、「ポイントと事例」といいます。）を踏まえ、ポイントと事例の項目に基づく取り組み内容を、当社のコーポレート・ガバナンス報告書および当社のウェブサイトの開示する旨の条文を定款に新設することを求めるものです。

当社のROEは、当社の資本コストを継続的に上回っており、また、当社のROEおよびPBRは、本要請で資本収益性や成長性に課題があると指摘されているROEおよびPBRの水準をそれぞれ継続的に上回っております。そして、当社は、コーポレート・ガバナンス報告書等において当社の資本コストや資本収益性の開示を行うなど、本要請に従い必要な開示を行っております。

また、当社グループは、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」に基づき、人々が健康とゆとりと生きがいを実感できる生活づくりに貢献し、地域社会とともに発展する企業を目指しております。この実現に向け、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し企業活動を推進することを目的に、本要請およびポイントと事例に記載されている内容等を踏まえ、当社の資本コストや資本収益性の内容、市場価値に関しての現状分析・評価を行った上で、2025年度から2030年度までの6年間を対象期間とする中期経営計画（2025-2030）（以下、「新中期経営計画」といいます。）を作成し、2025年5月13日に公表いたしました。

新中期経営計画では、事業成長を最優先とした成長投資により創出する営業キャッシュフローをベースとして資金を好循環させ、適正な資本配分を実現するとともに、最適資本構成の実現に向けたバランスシートのコントロールを目指し、約1,300億円の手元流動性の圧縮、1,000億円以上の自己株式の取得および約1,500億円の配当から構成される株主還元強化を含むキャッシュアロケーションとバランスシートコントロールの考え方を示しております。

当社は、今後も、新中期経営計画に記載した各施策を着実に実行しながら、当社の資本コストや資本収益性の内容、市場価値に関しての現状分析・評価を継続し、株式市場と対話を重ねながら、資産や負債の活用に取り組みむことで、資本コストを上回る資本収益性の確保に努めてまいります。

このように、当社は、本要請に基づき、資本コストや株価を意識した経営の取り組みを鋭意推進しており、取り組みの内容についても必要かつ十分な開示を継続的に実施しておりますので、提案株主様の「検討・開示が不十分」というご指摘にはあたらないものと考えます。

本議案で、提案株主様が定款で開示を義務付けるべきとしている内容は、当社の経営戦略や経営環境を踏まえて、当社が一定の柔軟性をもって機動的に決定すべき事項です。そのため、定款で開示を義務付けることで、当社の機動的な事業戦略や資本政策を制約する可能性があることから、当社を運営する上での根本規範である定款に定める事項としては適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

第3号議案

自己株式取得の件

(1) 議案の要領

- 1 自己株取得に関する事項：会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数30,000,000株、取得価額の総額100,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。
- 2 その他剰余金に関する事項：別途積立金を100,000,000,000円取り崩し、同額を繰越利益剰余金へ振替とする。

(2) 提案の理由

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件」の議案に記載の通り、当社のバランスシートは非効率な状態です。現行資本政策では、将来キャッシュフローの配分には言及しているものの、資本構成までは踏み込んでいません。従って、弊社は下記の2点の理由から、事業面で一切の機会損失を生むことなく当社は本提案の自社株買いを実施可能であり、それが全ての株主の利益に資すると考えます。

第一に、事業への再投資に将来必要となる資金を考慮しても、当社は余剰資金を有しています。当社は2024年12月末時点で現金及び預金2,624億円、投資有価証券690億円を保有しているだけでなく、東京新橋の旧本社ビル及びその周辺不動産（本社移転後も継続して保有かつその周辺不動産を取得しており、弊社推定の価値数百億円）といった不稼働資産を保有しており、当不動産の価値を考慮する前の財務資産の合計だけでも総資産の39%に及ぶ3,314億円です。又、当財務資産から借入金798億円を控除して算出した純財務資産は純資産の40%に及ぶ2,516億円となり、自己資本比率は67%にのびります。当社は安定事業を有しており、事業への再投資に将来必要となる資金は、将来キャッシュフローの範囲内で十分調達可能です。

第二に、現在の様に割安な株価で行う自社株買いは一株当たりの価値（利益、純資産、配当）を高め、株主にとって増配以上に効果的な還元となります。当社の株価は資本効率の低下を一因に足元低迷しており、株価純資産倍率（PBR）、株価収益率（PER）といった主要株価指標はいずれも過去20年間で最も低位な水準で推移しています。現状、グローバルに成長を続ける当社が長年培ってきた技術ノウハウ、ブランド等の無形の価値が市場から過小評価されている状態にあります。

なお、小規模ながら現在自社株買いを実施中であること、流動性水準が大きいことを理由に大規模な自社株買いを見送られるケースがございますが、当社の場合、フジ・メディア・ホールディングス社（以下、FMH）を筆頭とした政策保有株式が多いため、それらの持合いを解消することで流動性を懸念する事なく本提案の規模の自社株買いを実施する事は十分可能です。特に、当社の大株主であり当社発行済株式の約5%（自己株式考慮後）を保有するFMHとの持合い関係については、FMHの昨今の状況を鑑み、早期に解消頂くことが望ましいと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第3号議案に**反対**いたします。

当社は、事業拡大に向けた積極的な成長投資を行い、安定した財務基盤を維持することで株主還元を強化し、企業価値の向上を図ることを目指しており、新中期経営計画では、この考え方のもと、ROE10%、自己資本比率60%および総還元性向70%を、2030年度に実現することを指標としております。

また、新中期経営計画の公表に先立ち、当社は、株主の皆さまへの累進配当の実施に加え、経営戦略や経営環境に合わせた自己株式の取得を通じて、資本効率の向上と株主還元の一層の充実を図ることを目的に、2025年2月14日付「株主還元方針の変更、自己株式の取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ」（以下、「2月14日付ニュースリリース」といいます。）で公表いたしましたとおり、総還元性向70%を目安とすること、市場環境やキャッシュフロー等を勘案した上で、機動的な自己株式の取得を実施することを内容とする株主還元方針の変更を決議いたしました。

当社は、上記株主還元方針のもと、2月14日付ニュースリリースで公表いたしましたとおり、2025年2月14日開催の取締役会において、2030年度までに1,000億円以上の自己株式を取得することに加え、2025年2月17日から2025年6月19日まで、取得し得る株式の総数（上限）を1,400万株、株式の取得価額の総額（上限）を300億円とする自己株式の取得を決議いたしました。当該決議に基づき、当社が2025年2月17日から2025年4月30日までに取得した当社の株式の総数は6,439,300株、取得価額の総額は19,198,054,950円であり、当社は今後も当社の経営戦略や経営環境を踏まえて、最適な資本構成を実現するべく、自己株式の取得を含むバランスシートのコントロールを行う予定です。なお、当社の2025年3月期における総還元性向は、年間普通配当金額の64円と合わせて75.2%です。

本議案は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、取得価額の総額を1,000億円として、当社普通株式3,000万株の自己株式の取得を求めるものです。本議案で提案株主様が求める自己株式の取得を実施した場合、2025年3月期で換算した場合の総還元性向は295%に達し、新中期経営計画で定めた当社総還元性向の指標である70%の4.2倍にも達します。また、当社の2025年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が455億円であることを踏まえると、その2.2倍にも達する本議案の自己株式の取得価額の総額は、本定時株主総会終結時から1年以内という短期間でみて過大な水準です。なお、本議案は、すでに当社が公表している1,000億円の自己株式の取得とは別に1,000億円の自己株式の取得を行うことを求めるものと考えられ、仮に本議案が要請する自己株式の取得と当社が公表している自己株式の取得の両方を実施した場合、当社の純資産の31.8%に相当する2,000億円もの現金流出がともない、当社の財務状況に重大な影響をもたらすこととなります。

また、当社は、一定の資金の投入を要する海外における販売拡大や研究開発等の施策を継続的に実施していくこととしており、本議案が承認された場合、成長投資の財源を失い、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた企業活動が停滞するおそれがあり、結果として株主の皆さまの利益を毀損するおそれがあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

なお、提案株主様は、自己株式の取得の原資として、当社が保有する政策保有株式を処分することを前提とされているようですが、当社は、政策保有株式について、新中期経営計画に基づき、2030年度までに連結純資産比率5%を目安に、個別銘柄ごとに保有の合理性の検証を厳密に行い、当該検証をもとに、それぞれの政策保有株式を処分するか否かを決定の上、順次縮減を進めていくこととしています。

第4号議案

自己株式の消却に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 自己株式の消却

第41条 当会社は、株主総会の決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

(2) 提案の理由

当社は2025年3月末時点で発行済株式の13%に相当する自己株式を保有しています。多額の自己株式保有は規律の無い増資のリスクを投資家に想起させ、株価に「コーポレートガバナンス・ディスカウント」を反映させる結果をもたらします。企業買収を実施する際に自己株式を使用することを想定して自己株式を消却しないケースも稀にありますが、当社の場合は株価が割安評価されている為、そもそもそのような状況で実施する増資は株主価値の棄損につながります。よって、自己株式の消却を株主総会の決議により行えるようにするとともに、自己株式の消却を行うべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第4号議案に**反対**いたします。

当社は、当社が保有する自己株式の消却を含む自己株式に係る資本政策については、中長期的な経営戦略において当社が検討している資本政策との整合性、経営環境の変化や株主利益の観点等も総合的に加味しながら、将来的なM&A、株式報酬への活用等の資本政策への自己株式の活用等を踏まえた経営判断のもとで、取締役会において柔軟かつ機動的に決定されるべき事項であると考えております。

本議案は、自己株式の消却を株主総会での決議事項とするための定款変更議案であり、本議案および提案株主様があわせて提案している「第5号議案 自己株式の消却の件」が承認された場合、当社の自己株式がすべて（ただし、株式報酬の実施に必要と当社取締役会において判断する株式数を除きます。）消却されることになります。この場合、中長期的な経営戦略に基づき検討している当社の資本政策の手段のひとつとして自己株式を柔軟かつ機動的に活用することができなくなることから、当社取締役会における経営判断の選択の幅を制限することとなり、却って株主の皆さまの利益を毀損するおそれがあると考えております。

そのため、当社は、当社が保有する自己株式の消却について、株主総会で決議するのではなく、会社法第178条の定めに従い取締役会で決議することが、当社の中長期的な経営戦略を踏まえた資本政策の手段のひとつとして柔軟かつ機動的な活用等を可能にするとともに、当社の企業価値向上に資すると考えております。

また、当社は、2月14日付ニュースリリースで公表いたしましたとおり、2025年2月14日に開催された取締役会において、当社の経営環境に合わせた自己株式の取得を通じて、資本効率の向上と株主還元の一層の充実を図ることを目的に、2025年2月17日から2025年6月19日までを取得期間とし、取得し得る株式の総数（上限）を1,400万株、株式の取得価額の総額（上限）を300億円とする自己株式の取得を決議するとともに、当社が取得したすべての株式を消却することを決議しております。そして、当社が、当該決議に基づき、2025年2月17日から2025年4月30日までに取得した当社の株式の総数は6,439,300株であり、そのすべての株式を消却する予定です。

今後も、当社は、企業価値向上の観点から、当社の中長期的な経営戦略を踏まえた資本政策の手段のひとつとして、自己株式の活用方法について検討してまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案

自己株式の消却の件

(1) 議案の要領

「自己株式の消却に係る定款変更の件」の議案が承認可決されることを条件として、保有する全ての自己株式を消却する。ただし、株式報酬の実施に必要と取締役会において判断する株式数を除く。

(2) 提案の理由

「自己株式の消却に係る定款変更の件」の議案の理由の通り、自己株式の消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、自己株式の消却に係る定款変更が可決された場合に、当社の保有する全ての自己株式を消却することを提案します（ただし、株式報酬の実施に必要と取締役会において判断する株式数を除く）。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第5号議案に**反対**いたします。

本議案は、「第4号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件」が承認されることを条件として、当社の保有するすべての自己株式（ただし、株式報酬の実施に必要と当社取締役会において判断する株式数を除きます。）を消却することを内容とするものです。

「第4号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件」に対する当社取締役会の意見のとおり、本議案が承認された場合、中長期的な経営戦略に基づき検討している当社の資本政策の手段のひとつとして自己株式の柔軟かつ機動的な活用ができなくなることから、当社取締役会における経営判断の選択の幅を制限することとなり、却って株主の皆さまの利益を毀損するおそれがあると考えております。

当社は、本株主提案を受け、当社取締役会において、従前から保有している自己株式の消却の要否について改めて検討を行いました。経営環境の変化や株主利益の観点等から、現時点において本議案に記載の自己株式の消却は不要と判断いたしました。

当社取締役会は、今後も、その時点の情勢により企業価値向上および株主の皆さまの利益に資すると判断した場合は、自己株式の消却の実施について検討してまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案

譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要綱

当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない）とし、当該報酬枠の別記で、2023年6月21日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年150,000株以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く）とすることが承認されているが、今般、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役に対し、年額800百万円以内、付与株式数の上限200,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、譲渡制限付株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しているものの、第72期（2023年4月1日から2024年3月31日）では当社の取締役（社外取締役を除く）に年額504百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は72百万円となっており、固定報酬の14%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約21年かかることになります。譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第6号議案に**反対**いたします。

ア. 当社の取締役報酬の決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る事項について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関であり委員の過半数（注）を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会（以下、「指名・報酬諮問委員会」といいます。）を設置しております。そして、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針および報酬の算定方法、個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議しており、固定報酬および業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて指名・報酬諮問委員会が決定しております。

（注）当社社外取締役の新保克芳氏が2025年2月8日に急逝し、同日、当社取締役を退任したことにより、指名・報酬諮問委員会の委員の構成に一時的に変動が生じ、現在は、社内取締役2名、独立社外取締役2名の計4名となっていますが、今後、独立性・客観性の観点から委員の体制について、対応を進めていく予定です。

具体的には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、当社は、当社事業の原点である「代田イズム」の実現に加えて、経営者がより業績に責任を持ち、株主の皆さまと一層の価値共有を進める報酬制度とするため、固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭））および株式報酬（長期インセンティブ（株式））で構成される報酬体系を採用しております。

また、当該報酬体系のもと、適正なインセンティブとして機能するように、当社は、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。）の固定報酬：業績連動報酬：株式報酬の割合を70：15：15の基準に設定しております。なお、当該基準は、外部調査機関からの情報や他社の動向等を踏まえた分析・検討に基づいて、決定しております。このように、バランスの取れた報酬体系が、企業理念を実践し、株主の皆さまをはじめとする幅広いステークホルダーの期待に応えることができる優秀な人材の登用・保持を支え、企業価値の持続的な向上につながっていると考えております。

そして、株式報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的に、2023年6月21日開催の当社第71回定時株主総会（以下、「第71回定時株主総会」といいます。）において、当社取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。）に対し、株式報酬の額を年額300百万円以内、発行または処分される普通株式の株式数を15万株以内（2023年10月1日付の株式分割による調整後の株式数を記載しています。）とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することについて株主の皆さまにお諮りし、95.9%と高い賛成率をもって承認されております。

このように、当社取締役の現在の株式報酬制度は、株主の皆さまのご承認も得た上で、指名・報酬諮問委員会を中心とする独立性・客観性を備えた適切な手続のもとに実施しております。

イ. 本株主提案の株式報酬を導入する必要がないと考える理由

本議案は、当社取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下本項において同じです。）に対し、第71回定時株主総会において承認された株式報酬に加えて、ROEおよびTSR（株主総利回り）を含む業績連動型で、業績基準を満たす場合には、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を3年で付与するように設計された譲渡制限付株式報酬（年額800百万円以内、発行または処分される普通株式の株式数年20万株以内）を導入することを求めるものです（なお、本議案では、既存の株式報酬制度に代えて、本議案が提案する譲渡制限付株式報酬制度を導入する旨の記載がないことから、既存の株式報酬制度に追加する趣旨と考えられます。）。

本議案に基づく追加の譲渡制限付株式報酬制度が導入され、かつ、業績基準を満たす場合には、既存の株式報酬の額を合わせると、譲渡制限付株式の累計額は取締役の固定報酬の3倍を超える譲渡制限付株式が3年間で付与されることとなります。現在の当社役員報酬制度において、固定報酬の割合を70％に設定していることから、本制度が導入され、固定報酬の金額が現状どおり維持された場合には、取締役の報酬総額が現在の数倍に増加することと想定されますが、これでは当社として現時点において適正なインセンティブとして機能するように設計している固定報酬、業績連動報酬とのバランスを欠く過大な報酬枠となり、当社が現在定める取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針から大きく乖離いたします。

また、本議案のとおり、従前の業績連動報酬制度に追加する形で、ROEやTSRを含む業績連動型のインセンティブ制度として設計した場合、過度に業績連動報酬に傾斜した報酬体系となり、現在当社が妥当と考える報酬体系のバランスを大きく逸脱するものと考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、指名・報酬諮問委員会は、本議案の内容について審議をし、取締役会に答申を行っております。取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

当社としましては、今後も引き続き、企業価値向上に資する報酬制度の枠組みづくりに向けて、当社取締役の報酬に占める株式報酬の割合を増やしていくことや、従業員の企業価値向上へのインセンティブを高めるために、従業員に対する株式報酬を導入すること等について、検討を進めてまいります。

第7号議案

社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第17条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。 2 上場企業であり続ける限り、当会社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、2025年3月末時点で取締役14名のうち社外取締役は5名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらしと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第7号議案に**反対**いたします。

ア. 当社の取締役候補者の決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る事項について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関であり委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会（以下、「指名・報酬諮問委員会」といいます。）を設置し、取締役候補者の指名については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議することとしております。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役候補者の選任にあたっては、豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有し、取締役にふさわしい能力、人格・識見を備えた者であることを基準としております。また、取締役会の構成においては、多様性を有し、闊達な議論がなされる構成とするため、社内からの内部昇格のみならず、ヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、適材適所の観点をもとに決定しております。

なお、当社が社外取締役に期待する役割は、各取締役の知見や経験等に基づき、社外取締役が「当社経営陣に対する客観的な視点で提言や業務執行に対する適切な監督を行うこと」と認識しており、当社は、社外取締役に幅広い人材を登用し、様々な視点からの提言・監督を受けることにより、当社経営のさらなる強化・充実を図っております。

このように、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、適切な取締役候補者を選定するとともに、各取締役候補者のスキルのバランスや多様性の確保を踏まえて、取締役会構成を決定しております。

イ. 当社の取締役会が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する最適な構成であると考え理由

当社取締役会は、現在、取締役14名（うち独立社外取締役5名）で構成されておりますが、これまでも、企業理念の実現や中長期的な企業価値向上に向けた建設的な議論を行うとともに、事業拡大に向けた積極的な成長投資を行い、安定した財務基盤を維持することで、株主の皆さまへの還元強化を実現してきたものと考えております。

本定時株主総会において、「第1号議案 取締役14名選任の件」をご承認いただきますと、取締役会の構成は14名中6名が独立社外取締役となり、また、取締役会の構成として女性2名・外国人1名を含むことから、取締役会における多様性は確保されていると考えております。また、当該6名の独立社外取締役は、いずれも弁護士、企業経営経験者、学識経験者、証券アナリスト経験者といった専門家であり、それぞれが専門知識と様々な経験とともに、コーポレート・ガバナンスに対する深い知見を有しております。

そのため、本定時株主総会後の当社取締役会においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分に確保されますので、社外取締役に過半数とすることが必須とは考えておりません。

ウ．社外取締役を過半数とする定款規定を設ける必要がないと考える理由

コーポレートガバナンス・コード【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】は、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社・・・は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである」と述べるにとどまり、各社個別の事情を勘案した上で、必要に応じて過半数の社外取締役の選任を要請しているに過ぎず、すべてのプライム市場上場会社が過半数の独立社外取締役を選任すべきであるとはしておりません。

本議案のように、当社取締役の過半数を常に社外取締役とすることを義務付ける規定を定款に設けた場合、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々において最適な取締役会を検討・構成する上での妨げになります。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、指名・報酬諮問委員会は、本議案の内容について審議をし、取締役会に答申を行っております。取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

当社としましては、今後も引き続き、企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルを含む取締役会のあり方について、指名・報酬諮問委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めてまいります。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

株主の皆さまには、本株主提案に係る議決権の行使について、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

当社は、引き続き株主の皆さまと建設的な対話を重ね、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

(参考①) 新中期経営計画のURL

https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/Medium-term_Management_Plan_2025_2030.pdf



(参考②) 2月14日付ニュースリリースのURL

<https://www.yakult.co.jp/company/news/article.php?num=1730>



以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しているものの、海外の景気動向による下振れリスクや、物価上昇等による影響に注意を要する状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、事業の根幹であるプロバイオティクスの啓発・普及活動を展開し、商品の優位性を訴求してきました。また、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進し、業績の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は499,683百万円（前期比0.7%減）となりました。利益面においては、営業利益は55,391百万円（前期比12.6%減）、経常利益は75,860百万円（前期比4.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は45,533百万円（前期比10.7%減）となりました。

連結売上高	499,683百万円	前期比 0.7%減
営業利益	55,391百万円	前期比 12.6%減
経常利益	75,860百万円	前期比 4.3%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	45,533百万円	前期比 10.7%減

主な部門別の状況は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

乳製品につきましては、当社独自の「乳酸菌 シロタ株」や「ビフィズス菌 BY株」などの科学性を広く普及するため、エビデンスに基づき、地域に根ざした「価値普及」活動を積極的に展開しました。

宅配チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000」類を中心に、新規のお客さまづくりを実施するとともに、既存のお客さまへの継続飲用の促進を図りました。また、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進しました。

店頭チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Newヤクルト」類および「Y1000」を中心に、視認性の高い売り場を展開するとともに、各種キャンペーンを実施し、店頭でのプロモーションスタッフによる「価値普及」活動を重点的に行うことで、売り上げの増大に努めました。

商品別では、「Yakult（ヤクルト）1000」のシリーズ品として、糖質とカロリーを低減した乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000 糖質オフ」を本年1月に全国で発売するとともに、3月には機能性表示食品に関する表示を行いました。また、新ブランドである植物素材利用食品「豆乳の力」3品を昨年10月に発売しました。

一方、清涼飲料につきましては、栄養ドリンク「タフマン」シリーズおよび乳酸菌はっ酵果汁飲料「ヤクルトのおいしいはっ酵果実」を中心に販売促進策を実施し、売り上げの増大に努めました。

このような取り組みを中心に販売強化に努めたものの、他社商品との競争激化等により、乳製品および清涼飲料ともに、前年を下回る実績で推移しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（国内）の連結売上高は、242,984百万円（前期比3.6%減）となりました。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

海外につきましては、1964年3月の台湾ヤクルト株式会社の営業開始をかわきりに、現在27の事業所および1つの研究所を中心に、39の国と地域で主として乳製品乳酸菌飲料「ヤクルト」の製造、販売を行っており、本年3月の一日当たり平均販売本数は約2,813万本となっています。

アジア・オセアニア地域では、中国において、経済の回復の遅れや消費の鈍化等が続いている中、「ヤクルト ピーチ風味（鉄プラス）」を中心に、「乳酸菌 シロタ株」の「価値普及」活動の強化や新規取引先の開拓等により、売り上げの回復に努めました。また、事業の再編成の一環として、昨年12月に上海ヤクルト株式会社の解散手続きを開始し、同社上海工場の閉鎖等を実施することで、経営効率の向上に向け、取り組みを進めています。さらに、フィリピンにおいては、持分法適用会社であるフィリピンヤクルト株式会社の100%子会社工場において、昨年5月から「ヤクルト」の生産を開始し、需要増加に対応した結果、実績は好調に推移しました。加えて、ベトナムにおいては、昨年4月に「ヤクルトライト」を発売し、積極的に販売促進策を実施するとともに、宅配組織の拡充と新規取引先の増加に努めた結果、実績は好調に推移しました。そのほか、新たな取り組みとして、国内で販売している「Y1000」を香港ヤクルト株式会社に輸出し、本年3月から販売を開始しました。

米州地域では、米国において、広報活動等による販売支援を強化するとともに、取引店舗数の増加等に努めた結果、実績は好調に推移しました。また、今後の需要増加に対応するため、昨年10月に第2工場の建設を開始しました。

ヨーロッパ地域では、広告展開による販売促進の強化およびSNS等を活用した広報活動等を実施した結果、実績は好調に推移しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（海外）の連結売上高は238,757百万円（前期比5.7%増）となりました。

その他事業部門

その他事業部門には、化粧品の製造販売、医薬品の製造販売およびプロ野球興行などがあります。

化粧品につきましては、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」の「価値普及」活動に重点をおき、お客さまの「内外美容」の実現と化粧品愛用者数の増大に努めました。

具体的には、基礎化粧品「ラクトデュウ」シリーズから、昨年4月に「ラクトデュウ S.E.ク

レンジング（オイル）」および「ラクトデュウ S.E.ウォッシング」を、10月に「ラクトデュウ S.E.クリーム」をリニューアル発売しました。また、高機能基礎化粧品「パラビオ」シリーズから、9月に「パラビオ ACセラム サイ（スペシャルプログラム セット）」を数量限定で発売しました。

その結果、化粧品全体としては、前期を上回る実績となりました。

医薬品につきましては、がん関連医療用医薬品の高田製薬株式会社への販売移管・製造販売承認の承継に関する基本合意書に基づき、製品ごとに順次販売移管と製造販売承認の承継を進めました。また、抗悪性腫瘍剤「カンプト」を含めた4品目については、本年3月末日をもって薬価削除となりました。

プロ野球興行につきましては、各種イベントやさまざまな情報発信を行うなど、積極的なファンサービスに取り組んだ結果、入場者数が増加しました。

これらの結果、その他事業部門の連結売上高は29,423百万円（前期比18.8%減）となりました。

事業部門別売上高

区 分		第 72 期 (2023.4.1～2024.3.31)	第 73 期 (当連結会計年度) (2024.4.1～2025.3.31)	増	減
				金 額	前 期 比
	国 内	252,179百万円	242,984百万円	△ 9,195百万円	3.6%減
	海 外	225,812百万円	238,757百万円	12,944百万円	5.7%増
飲 料 お よ び 食 品 製造販売事業部門計		477,992百万円	481,741百万円	3,749百万円	0.8%増
そ の 他 事 業 部 門		36,256百万円	29,423百万円	△ 6,833百万円	18.8%減
(調 整 額)		△ 11,169百万円	△ 11,481百万円	△ 312百万円	—
合 計		503,079百万円	499,683百万円	△ 3,396百万円	0.7%減

（注）「調整額」は、事業部門間売上高の消去金額です。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、生産設備の増設・更新を中心に総額49,603百万円となっています。

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社千葉ヤクルト工場の新工場建設およびアメリカヤクルト株式会社の第2工場の建設があります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資または社債の発行などによる資金の調達は行っていません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内の人口減少等による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化や品質、環境問題に対する意識の高まりなど、刻々と変化を続けています。

このような環境のもと、当社グループは引き続き、創業当初から提唱する「健腸長寿」の考え方にに基づき、お客さまの健康づくりに役立ち、社会の健康課題の解決に寄与する商品やサービスを提供します。そして、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進します。推進にあたっては、グループの強みである「研究開発・技術力」と「当社グループ独自の宅配システム」を活かすとともに、他社とも協業することで、事業領域の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

また、当社グループは、企業の社会的責任であるサステナビリティへの取り組みの一つとして、「環境ビジョン2050」を定め、2050年までに、バリューチェーン環境負荷ゼロ経営を目指します。

各事業部門の対処すべき課題は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

お客さまの健康意識の高まりにより、プロバイオティクス商品が健康習慣の一つとなりつつありますが、競合商品の台頭や物価上昇により、市場環境は厳しい状況となっています。当社においては、お客さまからの支持を獲得するため、「乳酸菌 シロタ株」の科学性を訴求する「価値普及」活動を推進するとともに、高付加価値商品である「Yakult（ヤクルト）1000」類および

「Y1000」類ならびに「Newヤクルト」類を中心に、ブランド強化を図ります。

宅配チャネルにおいては、「Yakult（ヤクルト）1000」類を中心に、新規のお客さまづくりの実施および既存のお客さまへの継続飲用促進により、売り上げの増大を目指します。また、人材獲得競争が激化する中、宅配組織の強化という課題に対し、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進します。

店頭チャネルにおいては、「Newヤクルト」類および「Y1000」類を中心に、マーケットごとの特性や顧客ニーズを踏まえた施策を推進し、売り上げの増大を目指します。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

プロバイオティクスに対する注目が高まる中、事業の拡大および収益性の向上という課題に対し、既進出国・地域におけるさらなる市場深耕に加え、販売エリアの拡大に向けた取り組みを推進します。あわせて、販売組織の拡充を図るため、人材の確保・育成に努めます。

具体的には、実績が好調に推移している米国、メキシコ、ベトナム等の事業所においては、引き続き販売体制・施策の強化に努めます。

また、実績の回復に取り組んでいる事業所においては、販売組織の見直しや積極的な広報広告活動等に注力し、売り上げの増大を目指します。特に、中国では、中・小都市を中心に物流拠点および取引店舗数の増加に取り組み、売り上げの増大を図るとともに、営業体制等の再構築や従事者教育等に注力することで、販売組織の強化を進めていきます。そのほか、成長市場であるEC分野における取り組みを積極的に推進します。

その他事業部門

化粧品につきましては、競合商品の台頭や物価上昇により、市場環境は厳しい状況となっています。国内においては、訪問販売において、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」を核とした商品の展開やヤクルト独自の組織体制等を通じて当社商品の優位性を高め、愛用者数の増大を図ります。また、訪問販売では接点を持つことができないお客さまには、通信販売および店頭販売をとおしてアプローチを行います。海外においては、当社商品のさらなる認知向上を図るとともに、販路拡大等を行うことで、売り上げの増大を目指します。

プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまの期待に応えられるようチーム力の強化に取り組むとともに、各種ファンサービスの充実を図っていきます。

＜中期経営計画（2025-2030）発表資料の抜粋＞

長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」のうち、2025年度から2030年度までの6年間における「中期経営計画（2025-2030）」（2025年5月13日発表）の概要は、次のとおりです。

― 重点テーマ ―

1. 事業領域の拡大とビジネスモデルの進化
 - ・コア領域の強化と周辺領域の拡大
 - ・国と地域に対応したR&D体制の確立
 - ・チャネルミックスによるビジネスモデルの強化
2. 地域社会との共創とグローバル展開の進化
 - ・ヘルスケア プラットフォームの構築
 - ・自社の強みを活かしたDXの推進
 - ・国や地域に合わせた戦略の最適化
3. 成長を支える経営基盤の進化
 - ・財務・資本戦略（資本の充実から資本効率向上へ）
 - ・組織戦略（チカラを最大限活かすための組織の活性化）
 - ・非財務戦略（ヤクルト独自のビジネスモデルを磨き上げ、事業戦略を支え加速させるDXと基盤創造戦略）



なお、中期経営計画（2025-2030）に関する詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/Medium-term_Management_Plan_2025_2030.pdf



<サステナビリティに関する取り組み>

「環境ビジョン2050」の実現に向け、環境に関するマテリアリティ（重要課題）を見直すとともに、対象範囲をグローバルまで拡大した「環境目標2030」へと改定し、実効性のある取り組みを推進します。

1. 気候変動の緩和と適応
2. 持続可能なプラスチック容器包装の推進
3. 持続可能な水資源管理
4. 生物多様性の保全

さらに、当社グループは、引き続きコンプライアンス経営を推進するとともに、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の推進に積極的に取り組んでいます。社内に健康経営の推進専門組織を設け、各種取り組みを進めており、当社は「健康経営銘柄」に2年連続で選定され、「健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト500～」に8年連続で認定されています。あわせて、当社は、さまざまな人材育成プログラムをとおして、人的資本に投資を行うとともに、女性の管理職への積極的な登用や男性の育児休業取得の促進等をとおして、ダイバーシティ推進を進めています。

今後につきましても、企業の社会的責任や株主の皆さまへの説明責任を果たしつつ、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」の実現に向けて、コーポレートスローガン「人も地球も健康に」のもと、地球環境全体の健康を視野に入れ、すべての企業活動を通じて、良き企業市民として歩んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2021.4.1～2022.3.31)	第 71 期 (2022.4.1～2023.3.31)	第 72 期 (2023.4.1～2024.3.31)	第 73 期 (当連結会計年度) (2024.4.1～2025.3.31)
売上高	415,116百万円	483,071百万円	503,079百万円	499,683百万円
営業利益	53,202百万円	66,068百万円	63,399百万円	55,391百万円
経常利益	68,549百万円	77,970百万円	79,300百万円	75,860百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	44,917百万円	50,641百万円	51,006百万円	45,533百万円
1株当たり 当期純利益	140.18円	162.09円	164.52円	150.48円
総資産	672,855百万円	749,419百万円	833,286百万円	864,317百万円
純資産	484,935百万円	545,496百万円	605,946百万円	629,515百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しています。
3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東京ヤクルト販売株式会社	300百万円	100.0%	ヤクルト類などの販売
株式会社岡山和気ヤクルト工場	98百万円	100.0%	ヤクルト類のボトリング
ヤクルト商事株式会社	30百万円	72.5%	ヤクルト類の販売用資機材などの販売
株式会社ヤクルトマテリアル	50百万円	100.0%	香料などの製造販売
ヤクルトヘルスフーズ株式会社	99百万円	100.0%	保健機能食品、健康補助食品などの製造販売
ヤクルトロジスティクス株式会社	10百万円	100.0%	ヤクルト類などの輸送
株式会社ヤクルト球団	495百万円	80.0%	プロ野球の興行
中国ヤクルト株式会社	1,491百万円	100.0%	ヤクルト類の製造販売

(注) ヤクルト商事㈱に対する当社の出資比率には、当社の子会社を通じての間接所有分15.9%が含まれています。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

飲料および食品製造販売事業部門	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、清涼飲料、麺類、健康食品
そ の 他 事 業 部 門	化粧品の製造販売、医薬品の製造販売、プロ野球興行

(9) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都港区海岸1丁目10番30号
営 業 所	北海道支店（北海道札幌市）、東日本支店（東京都港区）、 首都圏支店（東京都港区）、中日本支店（大阪府大阪市）、 西日本支店（福岡県福岡市）
工 場	福島工場（福島県福島市）、茨城工場（茨城県猿島郡）、 湘南化粧品工場（神奈川県藤沢市）、富士裾野工場（静岡県裾野市）、 富士裾野医薬品工場（静岡県裾野市）、兵庫三木工場（兵庫県三木市）、 佐賀工場（佐賀県神埼市）
研 究 所	中央研究所（東京都国立市）

② 子会社

区 分		子 会 社 名
国	内	東京ヤクルト販売株式会社（東京都台東区）、 株式会社岡山和気ヤクルト工場（岡山県和気郡）、 ヤクルト商事株式会社（東京都港区）、 株式会社ヤクルトマテリアル（東京都港区）、 ヤクルトヘルスフーズ株式会社（大分県豊後高田市）、 ヤクルトロジスティクス株式会社（東京都八王子市）、 株式会社ヤクルト球団（東京都港区）
海外	ア ジ ア ・ オセアニア	香港ヤクルト株式会社、シンガポールヤクルト株式会社、 インドネシアヤクルト株式会社、オーストラリアヤクルト株式会社、 マレーシアヤクルト株式会社、中国ヤクルト株式会社、 広州ヤクルト株式会社、天津ヤクルト株式会社、 無錫ヤクルト株式会社、インドヤクルト・ダノン株式会社、 ベトナムヤクルト株式会社、 中東ヤクルト販売株式会社（アラブ首長国連邦）、 ミャンマーヤクルト株式会社
	米 州	ブラジルヤクルト商工株式会社、メキシコヤクルト株式会社、 アメリカヤクルト株式会社
	ヨーロ ッ パ	ヨーロッパヤクルト株式会社（オランダ）、オランダヤクルト販売株式会社、 ベルギーヤクルト販売株式会社、イギリスヤクルト販売株式会社、 ドイツヤクルト販売株式会社、オーストリアヤクルト販売株式会社、 イタリアヤクルト販売株式会社

上表の他、国内子会社は36社（計43社）、海外子会社はヤクルト本社ヨーロッパ研究所（ベルギー）など5社（計28社）

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減
飲料および食品製造販売事業部門（国内）	7,087名	152名増
飲料および食品製造販売事業部門（海外）	21,195名	453名減
そ の 他 事 業 部 門	746名	69名減
総 務 ・ 経 理 等 の 管 理 部 門	226名	3名減
合 計	29,254名	373名減

(注) 従業員数が前期末と比較して373名減少した主な理由は、海外子会社における従業員数が減少したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,080名	23名増	42歳 8 か月	18年 9 か月
女 性	779名	26名増	39歳 8 か月	15年 8 か月
合計または平均	2,859名	49名増	41歳10か月	17年11か月

(注) 上表従業員数には、出向者448名および嘱託133名を含みます。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	54,056百万円

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,300,000,000株
- (2) 発行済株式総数 342,090,836株 (自己株式43,905,569株を含む)
- (3) 株主数 134,918名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,147千株	13.1%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	12,984千株	4.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,070千株	3.7%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	9,914千株	3.3%
共 進 会	7,708千株	2.6%
松 尚 株 式 会 社	6,835千株	2.3%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	5,473千株	1.8%
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	3,440千株	1.2%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	3,410千株	1.1%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,393千株	1.1%

- (注) 1. 上表は、当社株主名簿に基づき作成しています。
2. 当社は、自己株式43,905,569株を保有していますが、上表から除いています。
3. 持株比率は、自己株式43,905,569株を控除して計算しています。
4. みずほ信託銀行(株)退職給付信託みずほ銀行口の持株数9,914千株は、(株)みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
5. 共進会は、当社の取引先であるヤクルト販売会社を会員とする持株会です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	32,888株	8名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定により、資本効率の向上と株主還元の強化を目指し、機動的な資本政策の遂行を図るため、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、本年3月末までに、(株)東京証券取引所における市場買付けにより、5,025,400株の自己株式を約150億円で取得しました。

(ご参考) 2025年2月14日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・取得し得る株式の総数 14,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する割合4.62%)
- ・株式の取得価格の総額 300億円 (上限)
- ・取得期間 2025年2月17日から2025年6月19日まで

※同日開催の取締役会において、2025年6月30日に上記取得期間にて取得した自己株式を全数消却予定であることをあわせて決議しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	成 田 裕	(株)ヤクルト球団取締役オーナー 一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長
取締役 専務執行役員	平 野 宏 一	研究開発本部長
取締役 専務執行役員	棚 良 昌 利	食品事業本部長、化粧品事業本部長
取締役 専務執行役員	星 子 秀 章	管理本部長
取締役 常務執行役員	島 田 淳 一	国際事業本部長 香港ヤクルト(株)董事長 アメリカヤクルト(株)代表取締役会長 ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長
取締役 常務執行役員	鈴 木 康 之	生産本部長
取締役 常務執行役員	渡 辺 秀 一	国際業務部（海外工場担当） 医薬品事業本部長
取締役 常務執行役員	川 畑 裕 之	経理部 経営サポート本部長
取締 役	戸 部 直 子	弁護士
取締 役	永 沢 裕 美 子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員） ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
取締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院経営管理研究科教授 (株)シンカ社外取締役
取締 役	マシュー・ディグビー	弁護士
取締 役	福 澤 俊 彦	中央日本土地建物(株)特別顧問
取締 役	内 藤 学	水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

地 位		氏 名		担当および重要な兼職の状況
常 勤	監 査 役	川 名 秀 幸		公認会計士
監	査 役	町 田 恵 美		
監	査 役	大 河 内 公 一		
監	査 役	北 村 聡 子		
				弁護士 (株)さくらさくプラス社外取締役 キャリアリンク(株)社外取締役 全国共済農業協同組合連合会監事
監	査 役	小 野 塚 善 昭		大阪東部ヤクルト販売(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビーおよび福澤俊彦の5氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、町田恵美、大河内公一および北村聡子の3氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 監査役のうち、町田恵美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役のうち、大河内公一氏は、長年にわたる経理部門での経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビー、福澤俊彦、町田恵美、大河内公一および北村聡子の8氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において、新たに鈴木康之、渡辺秀一、川畑裕之および福澤俊彦の4氏が取締役に選任され、就任しました。
7. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、若林宏、土井明文、今田正男および安田隆二の4氏は、任期満了により取締役を退任しました。
8. 取締役のうち、新保克芳氏は、逝去により2025年2月8日付で退任しました。同氏の退任時の重要な兼職の状況は、「(5)社外取締役および社外監査役に関する事項」に記載のとおりです。
9. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において、新たに大河内公一、北村聡子および小野塚善昭の3氏が監査役に選任され、就任しました。
10. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、山上博資、谷川清十郎および手塚仙夫の3氏は任期満了により監査役を退任しました。
11. 当事業年度における役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
棚 良 昌 利	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	取締役 常務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2024年4月1日
星 子 秀 章	取締役 専務執行役員 管理本部長	取締役 専務執行役員 管理本部長	取締役 常務執行役員 管理本部長	2024年4月1日

12. 2025年4月1日付の役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
平 野 宏 一		取締役	取締役 専務執行役員 研究開発本部長	2025年4月1日
棚 良 昌 利		取締役	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2025年4月1日
鈴 木 康 之		取締役 専務執行役員 生産本部長 国際業務部(海外工場担当)	取締役 常務執行役員 生産本部長 国際業務部 (海外工場担当)	2025年4月1日
渡 辺 秀 一		取締役 常務執行役員 経理部、ヘルスケア事業推進部、医薬品部	取締役 常務執行役員 医薬品事業本部長 経理部	2025年4月1日

13. 当事業年度における役員の「重要な兼職」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
永 沢 裕 美 子		ジーエルトクノホールディングス㈱社外取締役 (監査等委員)	ジーエルサイエンス㈱社外取締役 (監査等委員)	2024年10月1日
阿 久 津 聡			(株)アダストリア社外取締役	2024年5月23日
町 田 恵 美			日清オイリオグループ㈱社外取締役	2024年6月27日

14. 当社は、執行役員制度を導入しています。
 なお、2025年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地 位		氏 名		担 当
常 務 執 行 役 員	常 務 執 行 役 員	岸 本 明	長 岡 正 人	食品事業本部長 中央研究所長 ヨーロッパ研究所、ヘルスケア事業推進部
常 務 執 行 役 員	常 務 執 行 役 員	永 岡 裕 明	夏 目 裕 裕	人事部、人材開発センター、情報システム部、業務部 サステナビリティ推進部、食品品質保証室、広報室、 広告部、直販営業部
常 務 執 行 役 員	執 行 役 員	清 野 正 和	朝 倉 義 信	生産管理部、調達部、物流統括部 西日本支店長
執 行 役 員	執 行 役 員	梅 原 紀 幸	長 南 治 治	広州ヤクルト(株)、中国ヤクルト(株) 中央研究所、サステナビリティ推進部、広報室 (学術 担当)、国際業務部(学術担当)
執 行 役 員	執 行 役 員	志 田 寛		中央研究所、開発研究部、開発部、化粧品部、湘南化 粧品工場
執 行 役 員	執 行 役 員	植 草 俊 一	改 谷 正 貴	国際業務部、国際事業推進部 総務部、情報システム部、法務室
執 行 役 員	執 行 役 員	西 川 賢 幹	山 本 幹 幹	研究開発本部長 経営企画部、ヘルスケア事業推進部、販売会社経営ソ リューション部、直販営業部
執 行 役 員	執 行 役 員	小 町 直 樹		化粧品事業本部長 業務部、宅配営業部
執 行 役 員	執 行 役 員	河 合 光 久		中央研究所、開発研究部、開発部、グローバルR&D体 制準備検討チーム
執 行 役 員	執 行 役 員	大 後 忠 健	中 野 健 健	経理部、経営企画部 東日本支店長 販売会社事業創造プロジェクトチーム
執 行 役 員	執 行 役 員	増 田 智 之	塚 越 潤 潤	開発部、開発研究部 人事部
執 行 役 員	執 行 役 員	渡 邊 雅 也		中国ヤクルト(株)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員および執行役員（既に退任している者を含む）が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、報酬等に係る事項について、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしています。（指名・報酬諮問委員会については、2024年度は5回開催しました。）

2023年2月10日開催の取締役会において決議された、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は、次のとおりです。

＜固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭））、株式報酬（長期インセンティブ（株式））＞

(ア) 対象者

(A) 固定報酬

取締役全員

(B) 業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(C) 株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(イ) 各報酬の算定方法の決定方針

(A) 固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

(B) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、業績を計るうえで最も適した「連結営業利益」に加え、「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%～

150%の範囲内で変動するものとして設定します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(C) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責等に応じて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとします。

(ウ) 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(A) 固定報酬 : (B) 業績連動報酬 : (C) 株式報酬 = 70 : 15 : 15 (%)

※社外取締役および非常勤取締役は、(A) 固定報酬のみ

(エ) 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

(A) 固定報酬 毎月支給

(B) 業績連動報酬 前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給

(C) 株式報酬 今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

※ (A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※ (C) 株式報酬の限度額および限度株数は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において定めた年額300百万円および15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。ただし、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額については、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額1,000百万円とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は26名（うち社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠として、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額300百万円以内、株式の上限を年15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役および非常勤取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、年額200百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述の決定方針に記載のとおり、（A）固定報酬および（B）業績連動報酬について、取締役会の委任決議に基づき、「指名・報酬諮問委員会」が具体的な取締役の個人別の報酬額を決定しております。取締役会がこの権限を委任した理由は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に委任することで、報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保するためです。

また、これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」が決定した取締役の個人別の報酬等の内容が前述の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、委任決議時点（2024年6月19日）における「指名・報酬諮問委員会」の委員は、成田裕代表取締役社長 社長執行役員、星子秀章取締役 専務執行役員、独立社外取締役である戸部直子氏、新保克芳氏、福澤俊彦氏の計5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	713 (84)	552 (84)	67 (—)	93 (—)	19 (7)
監査役 (うち社外監査役)	109 (43)	109 (43)	—	—	8 (5)

- (注) 1. 上記の支給人員には、第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）および監査役3名（うち社外監査役2名）が含まれています。また、2025年2月8日付で逝去により退任した社外取締役1名が含まれています。
2. 上記「業績連動報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
3. 上記「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
4. 業績連動報酬の算定指標である「連結営業利益」および「連結乳本数」の当連結会計年度の実績は、55,391百万円および2,937万本/日です。

(5) 社外取締役および社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況	取締役会への 出席状況
社 外 取締役	戸 部 直 子	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	新 保 克 芳	2025年2月8日まで同氏が社外取締役を務めた(株)三井住友フィナンシャルグループおよび同氏が社外監査役を務めた三井化学(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行いました。	6回/8回 (75%)
	永 沢 裕 美 子	同氏が世話人を務めるフォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）および同氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)山口フィナンシャルグループと当社との間には、特別の関係はありません。また、2024年9月30日まで社外取締役（監査等委員）を務めたジーエルサイエンス(株)および2024年10月1日から社外取締役（監査等委員）を務めるジーエルテクノホールディングス(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に金融に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)

区 分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況	取締役会へ の出席状況
社 外 取締役	阿久津 聡	同氏が教授を務める一橋大学と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)シンカおよび2024年5月23日まで社外取締役を務めた(株)アダストリアと当社との間には特別の関係はありません。	主にマーケティングに関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	マシュー・ディグビー	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地等から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	福 澤 俊 彦	同氏が特別顧問を務める中央日本土地建物(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に企業経営に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%)

区 分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況	取締役会への 出席状況
				監査役会への 出席状況
社 外 監査役	町 田 恵 美	同氏が2024年6月27日まで社外取締役を務めた日清オイリオグループ(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%) 10回/10回 (100%)
	大 河 内 公 一	該当事項はありません。	主に財務会計に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%) 8回/8回 (100%)
	北 村 聡 子	同氏が監事を務める全国共済農業協同組合連合会と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)さくらさくプラス、キャリアリンク(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%) 8回/8回 (100%)

- (注) 1. 福澤俊彦氏は、2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。また、新保克芳氏は、逝去により2025年2月8日付で社外取締役を退任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
2. 大河内公一および北村聡子の2氏は、2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会および監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。
3. 当事業年度において、上記の社外取締役6名は、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要として、取締役会における発言をはじめ、取締役会の実効性の分析・評価や経営陣との意見交換の場をとおして、それぞれの専門的見地から経営全般に関する助言・提言を行いました。

- ② 取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」「サステナビリティ諮問委員会」について
 当社では、取締役の指名・報酬に係る事項については、独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を2021年に設置し、当該委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会で決議することとしています。当事業年度においては、戸部直子、新保克芳および福澤俊彦の3氏が「指名・報酬諮問委員会」の委員を務めました。
- また、「サステナビリティ諮問委員会」を2024年4月に設置し、環境・社会課題等の解決に向け、サステナビリティに関する基本戦略、対策・対応について審議しています。当事業年度においては、永沢裕美子、阿久津聡およびマシュー・ディグビーの3氏が「サステナビリティ諮問委員会」の委員を務めました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	125百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の前期の会計監査の職務遂行状況、当期の監査計画の内容、報酬見積もりの算定根拠について、確認し審議した結果、これらについて相当であると判断したため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社子会社で、海外の子会社（27社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図っていきます。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。
 - ・ また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。
 - ・ さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。
 - ・ 加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。
 - ・ また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとしています。
 - ・ 取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。
 - ・ さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となっており、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。
 - ・ また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。
 - ・ さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。
 - ・ また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。
 - ・ さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。
 - ・ また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門（監査室）による監査も実施しています。
 - ・ さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査室」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。
 - ・ また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。
 - ・ また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。
 - ・ さらに、「取締役に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを一切禁じています。
 - ・ また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務・財産の状況調査に必要な取締役、執行役員および使用人等への事業の報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を定め、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。
 - ・ また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。
 - ・ さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当事業年度では、コンプライアンス体制について、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」（年２回）を開催し、当社のコンプライアンス推進状況に対して意見・提言を受けました。また、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」（年１回）を開催し、当社の企業倫理活動の実施状況について確認を行いました。

監査体制については、監査役の取締役会全回への出席のほか、常勤監査役による経営政策審議会や執行役員会等の重要な会議への出席とともに、監査役会において必要に応じて取締役等から事業内容の報告を受けました。また、内部統制部門である監査室による当社および子会社への監査などをはじめ、基本方針に基づいた運用を実施しました。

6 剰余金の配当等に関する事項

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの累進配当の実施に加え、経営環境に合わせた自己株式の取得をとおして、株主還元の一層の充実を図ることを目的に、剰余金の配当等の決定に関する方針にあたる株主還元方針を変更することを本年2月14日開催の取締役会で決議しました。

変更後の株主還元方針は以下のとおりです。

「当社は、累進配当の考え方に基づき、継続的な増配を目指すことを最優先とし、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要および財政状況ならびに当期の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定します。加えて、総還元性向70%を目安とし、市場環境やキャッシュ・フロー等を勘案したうえで、機動的な自己株式の取得を実施します。」

※自己株式の取得は、2030年度までに1,000億円以上の実施を見込んでいます。

※変更後の株主還元方針は、当事業年度（2025年3月期）から適用します。

(2) 剰余金の配当の状況

上記の方針に基づき、当期の年間普通配当金額は、前期に比べて1株当たり8.5円増配の年額64円とし、すでにお支払いしている中間配当金32円を差し引き、当期の期末配当については32円とさせていただきます。

当期に係る剰余金の配当の明細は、次のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2024年11月12日	9,702百万円	32円	2024年9月30日
2025年5月13日	9,541百万円	32円	2025年3月31日

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	377,892	流 動 負 債	157,814
現 金 及 び 預 金	269,057	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,745
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	55,404	短 期 借 入 金	62,583
商 品 及 び 製 品	8,988	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,565
仕 掛 品	2,119	リ ー ス 債 務	3,749
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	23,179	未 払 法 人 税 等	7,273
そ の 他	19,895	賞 与 引 当 金	7,373
貸 倒 引 当 金	△ 752	設 備 関 係 支 払 手 形	3,548
固 定 資 産	486,425	そ の 他	46,976
有 形 固 定 資 産	289,624	固 定 負 債	76,988
建 物 及 び 構 築 物	102,707	長 期 借 入 金	24,170
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	71,119	リ ー ス 債 務	8,488
土 地	66,775	繰 延 税 金 負 債	33,862
リ ー ス 資 産	13,649	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	273
建 設 仮 勘 定	31,156	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,512
そ の 他	4,215	資 産 除 去 債 務	1,715
無 形 固 定 資 産	10,283	そ の 他	3,965
ソ フ ト ウ エ ア	4,640	負 債 合 計	234,802
そ の 他	5,642	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	186,518	科 目	金 額
投 資 有 価 証 券	68,019	株 主 資 本	494,577
関 連 会 社 株 式	87,432	資 本 金	31,117
繰 延 税 金 資 産	5,782	資 本 剰 余 金	42,516
退 職 給 付 に 係 る 資 産	16,724	利 益 剰 余 金	546,984
そ の 他	8,638	自 己 株 式	△126,040
貸 倒 引 当 金	△ 79	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	79,553
資 産 合 計	864,317	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,465
		為 替 換 算 調 整 勘 定	48,944
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,143
		非 支 配 株 主 持 分	55,383
		純 資 産 合 計	629,515
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	864,317

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		499,683
売上原価		204,163
売上総利益		295,520
販売費及び一般管理費		240,128
営業利益		55,391
営業外収益		
受取配当金	13,076	
受取替の差益	2,208	
受取替の差益	5,300	
受取替の差益	2,755	23,341
営業外費用		
支払租税	874	
支払租税	293	
支払租税	67	
支払租税	526	
支払租税	1,109	2,872
経常利益		75,860
特別利益		
固定資産売却益	1,370	
固定資産売却益	5,090	6,460
特別損失		
固定資産売却損	160	
固定資産売却損	655	
固定資産売却損	16	
固定資産売却損	1,108	
固定資産売却損	37	1,978
税金等調整前当期純利益		80,343
法人税、住民税及び事業税	23,491	
法人税等調整額	2,096	25,588
当期純利益		54,754
非支配株主に帰属する当期純利益		9,221
親会社株主に帰属する当期純利益		45,533

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		本		株主資本合計	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2024年 4 月 1 日残高	31,117	42,090	519,641	△111,235	481,613	
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△ 18,190		△ 18,190	
関連会社の資本剰余金 の変動に対する持分変動		454			454	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 24			△ 24	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			45,533		45,533	
自 己 株 式 の 取 得				△ 15,000	△ 15,000	
自 己 株 式 の 処 分		△ 3		195	192	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	－	426	27,342	△ 14,804	12,964	
2025年 3 月31日残高	31,117	42,516	546,984	△126,040	494,577	
	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2024年 4 月 1 日残高	30,920	34,198	2,552	67,671	56,661	605,946
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△ 18,190
関連会社の資本剰余金 の変動に対する持分変動						454
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△ 24
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						45,533
自 己 株 式 の 取 得						△ 15,000
自 己 株 式 の 処 分						192
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 4,455	14,745	1,591	11,882	△ 1,277	10,604
連結会計年度中の変動額合計	△ 4,455	14,745	1,591	11,882	△ 1,277	23,568
2025年 3 月31日残高	26,465	48,944	4,143	79,553	55,383	629,515

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数

71社

主要な連結子会社の名称

東京ヤクルト販売(株)、(株)岡山和気ヤクルト工場、ヤクルト商事(株)、

(株)ヤクルトマテリアル、ヤクルトヘルスフーズ(株)、

ヤクルトロジスティクス(株)、(株)ヤクルト球団、中国ヤクルト(株)

なお、当連結会計年度から、(株)ヤクルトプランツファクトリー（新規取得）、ヤクルトチャイルドサポート(株)（新設分割）を連結子会社に含めています。

また、従来連結子会社であった北京ヤクルト販売(株)（連結子会社との合併）、スペインヤクルト(株)（清算）、大船渡ヤクルト販売(株)（連結子会社との合併）を連結範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

4社

主要な持分法適用関連会社の名称

韓国ヤクルト(株)

持分法を適用していない関連会社の香川ヤクルト販売(株)他13社については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金等（持分に見合う額）からみて、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、その投資については、原価法により評価しています。また、持分法の適用にあたっては、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

 市場価格のない株式等

棚卸資産

主として移動平均法による原価法

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社

有形固定資産（リース資産を除く）

 建物（建物附属設備を除く）

 1998年3月31日以前取得

定率法

 1998年4月1日以降取得

定額法

 建物附属設備および構築物

 2016年3月31日以前取得

定率法

 2016年4月1日以降取得

定額法

 その他の有形固定資産

定率法

 主な耐用年数

建物及び構築物 12～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

 ソフトウェア

 自社利用のソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

 その他の無形固定資産

定額法

リース資産

 所有権移転外ファイナンス・

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

 リース取引に係るリース資産

在外連結子会社	
有形固定資産	定額法
主な耐用年数	建物及び構築物 5～40年 機械装置及び運搬具 3～20年
無形固定資産	定額法
使用権資産（リース資産に含む）	リース期間および使用可能期間に基づく定額法

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また、在外連結子会社は、主として個別検討による必要額を計上しています。
賞与引当金	当社および主要な連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しています。
役員退職慰労引当金	主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

[国内]	(株)ヤクルト球団	12月31日
[海外]	中国ヤクルト(株)	他24社 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外連結子会社等の資産および負債は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めています。

収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社における有形固定資産の減損

有形固定資産のうち、海外子会社が保有している金額は以下のとおりです。

・当連結会計年度計上額

建物及び構築物	102,707百万円のうち	48,846百万円
機械装置及び運搬具	71,119百万円のうち	46,523百万円
土地	66,775百万円のうち	7,550百万円
リース資産	13,649百万円のうち	8,581百万円
建設仮勘定	31,156百万円のうち	13,091百万円
その他	4,215百万円のうち	1,733百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を販売しており、その製造拠点として17の国と地域で29工場（うち子会社工場21工場）を建設、稼働し、生産設備を有しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価においては、原則として販売地域ごとに資金生成単位または資産グループを識別し、減損の兆候の識別を行っています。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響により減損の兆候が存在し、計画していた将来キャッシュ・フローを獲得できない場合は、固定資産について減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金

受取手形	44百万円
売掛金	55,359百万円

2. 担保に供している資産

定期預金	137百万円
建物及び構築物	1,339百万円
土地	3,536百万円

上記資産を1年内返済予定の長期借入金264百万円、長期借入金928百万円の担保に供しています。

上記資産のうち、当社の資産には銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 333,020百万円

4. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	80,000百万円
借入実行残高	61,000百万円
差引額	19,000百万円

5. 流動負債その他のうち、契約負債の残高 1,108百万円

(連結損益計算書に関する注記)

事業整理損

中国の上海工場閉鎖に伴う固定資産の減損損失および人員整理等に伴うものです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項
(単位：千株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	342,090	—	—	342,090
合計	342,090	—	—	342,090
自己株式				
普通株式 ※	38,948	5,025	68	43,905
合計	38,948	5,025	68	43,905

※ 自己株式数の増加5,025千株は、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得および単元未満株式の買い取りによるものです。また、自己株式数の減少68千株は、2024年6月19日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分によるものです。

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	8,487	28.0	2024年 3月31日	2024年 5月31日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	9,702	32.0	2024年 9月30日	2024年 11月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	9,541	利益剰余金	32.0	2025年 3月31日	2025年 6月6日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、主に飲料および食品製造販売事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しています。一時的な余資は、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用し、資金運用を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、当社および連結子会社の経理規程等社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価を取締役に報告しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものです。このうち大部分が変動金利を利用し、金利の変動リスクに晒されていますが、現在の借入金額と金利市場の状況に鑑み、デリバティブ取引（金利スワップ取引）等によるリスクヘッジは実施していません。

また、営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社および連結子会社では、各部門からの報告に基づき、経理部および関連部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における金融商品の連結計算書類計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	64,218	64,218	—
資産計	64,218	64,218	—
(2) 長期借入金（※2）	29,735	29,712	△23
負債計	29,735	29,712	△23

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「設備関係支払手形」については、現金および短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しています。

(※3) 市場価格のない株式等の連結計算書類計上額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,800
関連会社株式	87,432

これらについては、上記算定対象には含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券	64,218	—	—	64,218
資産計	64,218	—	—	64,218

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	29,712	—	29,712
負債計	—	29,712	—	29,712

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	飲料および食品製造販売事業			
	(日本)	(米州)	(アジア・オセアニア)	(ヨーロッパ)
売上高				
顧客との契約から生じる収益	233,847	91,822	134,803	12,130
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	233,847	91,822	134,803	12,130

	その他事業	連結計算書類 計上額
売上高		
顧客との契約から生じる収益	27,078	499,683
その他の収益	—	—
外部顧客に対する売上高	27,078	499,683

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。当該販売から生じる収益については、主に宅配部門では製品・商品が引き渡された時点の販売価格を対価とし、また量販店等では顧客との契約において約束された販売価格を対価とし、販売奨励金およびセンターフィー等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しています。

飲料および食品製造販売事業での資機材売上については、顧客への財またはサービスの提供における役割を代理人取引に該当すると判断し、純額で収益を認識しています。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から、概ね1か月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

また、重要な残存履行義務が存在する取引、重要な契約残高はなく、顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高と期末残高に重要な変動はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,925円42銭
1 株当たり当期純利益金額	150円48銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	79,235	流動負債	120,012
現金及び預金	11,714	電子記録債権	4,800
売掛金	44,639	買掛金	14,193
商品及び製品	3,317	短期借入金	61,760
仕掛品	1,234	1年内返済予定の長期借入金	5,000
原材料及び貯蔵品	4,670	リース負債	587
その他の	13,659	未払金	5,331
固定資産	302,280	未払費用	12,242
有形固定資産	99,765	未払法人税等	2,946
建物	31,864	預り引当金	6,300
構築物	2,358	賞与引当金	3,749
機械及び装置	15,545	その他の	3,100
車両運搬具	34	固定負債	37,032
工具、器具及び備品	1,322	長期借入金	22,500
土地	42,676	リース負債	943
リース資産	1,465	繰延税金負債	11,796
建設仮勘定	4,497	繰上除却の	946
無形固定資産	5,363	負債合計	157,044
ソフトウェア	3,761	純資産の部	
その他の	1,601	科目	金額
投資その他の資産	197,151	株主資本	198,219
投資有価証券	67,633	資本金	31,117
関係会社株式	117,598	資本剰余金	41,044
前払年金費用	9,756	資本準備金	40,659
その他の	5,330	その他資本剰余金	385
貸倒引当金	△ 33	利益剰余金	252,097
投資損失引当金	△ 3,131	利益準備金	7,779
資産合計	381,516	その他利益剰余金	244,317
		固定資産圧縮積立金	1,276
		別途積立金	187,500
		繰越利益剰余金	55,541
		自己株式	△126,040
		評価・換算差額等	26,252
		その他有価証券評価差額金	26,252
		純資産合計	224,471
		負債・純資産合計	381,516

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		171,979
売上原価		91,137
営業利益		80,841
販売費及び一般管理費		61,790
営業利益		19,051
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	26,069	
その他	2,672	28,742
営業外費用		
支払利息	514	
支払払手数料	67	
支払租税公課	292	
賃貸資産費用	135	
その他	170	1,179
経常利益		46,614
特別利益		
固定資産売却益	38	
投資有価証券売却益	5,055	5,093
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	266	
減価償却の損失	16	
その他	0	284
税引前当期純利益		51,423
法人税、住民税及び事業税	7,252	
法人税等調整額	889	8,141
当期純利益		43,282

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本剰余金				利益剰余金			
	資本金	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
2024年4月1日残高	31,117	40,659	388	41,048	7,779	1,302	162,500	55,423
当 期 変 動 額								
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△ 25		25
別途積立金の積立							25,000	△25,000
剰 余 金 の 配 当								△18,190
当 期 純 利 益								43,282
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 3	△ 3				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△ 3	△ 3	—	△ 25	25,000	117
2025年3月31日残高	31,117	40,659	385	41,044	7,779	1,276	187,500	55,541

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
2024年4月1日残高	227,006	△111,235	187,935	30,682	30,682	218,618
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—			—
別途積立金の積立	—		—			—
剰 余 金 の 配 当	△ 18,190		△ 18,190			△ 18,190
当 期 純 利 益	43,282		43,282			43,282
自己株式の取得		△ 15,000	△ 15,000			△ 15,000
自己株式の処分		195	192			192
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△ 4,430	△ 4,430	△ 4,430
当期変動額合計	25,091	△ 14,804	10,283	△ 4,430	△ 4,430	5,852
2025年3月31日残高	252,097	△126,040	198,219	26,252	26,252	224,471

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料・

貯蔵品

移動平均法による原価法

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき
簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

1998年3月31日以前取得

1998年4月1日以降取得

建物附属設備および構築物

2016年3月31日以前取得

2016年4月1日以降取得

その他の有形固定資産

主な耐用年数

定率法

定額法

定率法

定額法

定率法

建物 12～50年

機械及び装置 4～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

その他の無形固定資産

リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

自社における利用可能期間（5年）に基づく定
額法

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して個別検討による必要額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対する夏季賞与の支給に備えるため、その見込額のうち当事業年度の費用とすべき額を見積計上しています。

退職給付引当金

(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法が、連結計算書類と異なります。

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社株式の評価

・当事業年度計上額 関係会社株式 117,598百万円のうち 65,048百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を製造、販売しており、海外には28社の子会社を有しています。

海外子会社株式の評価は、取得原価と実質価額を比較し判定を行っています。当事業年度において、海外子会社ごとに判定を行ったところ、実質価額の著しい下落はなく、認識すべき評価損はありませんでした。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響が顕在化し、固定資産の減損損失等が認識され、実質価額の著しい下落が発生した場合は、その下落分の評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物 184百万円

土地 2,524百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 125,292百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 31,048百万円

短期金銭債務 8,461百万円

長期金銭債権 1,400百万円

長期金銭債務 112百万円

4. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額 80,000百万円

借入実行残高 61,000百万円

差引額 19,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 95,493百万円

仕入高等 32,018百万円

営業取引以外の取引による取引高

資産譲渡高 9百万円

資産購入高 15百万円

その他 24,460百万円

2. 研究開発費の総額

9,398百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 43,905,569株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,147百万円
委託研究費等	838百万円
固定資産（減損損失）	757百万円
その他	5,233百万円
繰延税金資産小計	7,977百万円
評価性引当額	△ 4,050百万円
繰延税金資産合計	3,926百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,014百万円
前払年金費用	△ 3,063百万円
固定資産圧縮積立金	△ 587百万円
その他	△ 58百万円
繰延税金負債合計	△15,722百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△11,796百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.51%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△13.82%
評価性引当額	△ 0.06%
税額控除	△ 2.62%
外国子会社配当金に係る源泉所得税	1.54%
税率変更による増額修正	0.10%
その他	△ 0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.83%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
- これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。
- この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が396百万円、法人税等調整額が52百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は344百万円減少しています。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社および関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)千葉 ヤクルト工場	所有 直接 100	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注)	14,000	—	—

(注) 当社が(株)千葉ヤクルト工場に対して、増資を行ったものです。

(収益認識に関する注記)
収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一です。

(1株当たり情報に関する注記)	
1株当たり純資産額	752円79銭
1株当たり当期純利益金額	143円04銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 ヤクルト本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤春暁子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤクルト本社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤクルト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 ヤフルト本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤春暁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤフルト本社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社ヤフルト本社 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 川 名 秀 幸 ㊟
監 査 役 町 田 恵 美 ㊟
監 査 役 大 河 内 公 一 ㊟
監 査 役 北 村 聡 子 ㊟
監 査 役 小 野 塚 善 昭 ㊟

(注) 監査役 町田恵美、監査役 大河内公一および監査役 北村聡子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



所在地

グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

〒108-8612 東京都港区高輪 3 丁目13番 1 号

TEL 03-3442-1111



交通機関のご案内

- 新幹線・JR・京浜急行 品川駅（高輪口・西口）から徒歩約 8 分
- 都営地下鉄浅草線高輪台駅（A1 出口）から徒歩約 5 分

※当日は駐車場（有料）の数に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。